

平成27年6月16日

公益社団法人東京電気管理技術者協会

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について（公表）

当法人は、平成20年12月31日に施行された改正国家公務員法等の規定
に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再就職する場合に事
前に政府に届出を行うことが必要な「国と特に密接な関係がある法人」
に該当しませんので、その旨公表いたします。

本件連絡先

電話 03 - 3263 - 7147

FAX 03 - 3221 - 1499

電子メール soumu@eme-tokyo.or.jp